

貸切バス事業者講習会・自己診断表設問の正答及び解説(設問1～7)

1	<p>泊まり運行など遠隔地で行う始業・終業点呼の記録は、点呼実施状況の記録に加え、「アルコールチェックの様子を撮影した画像」及び「運転者の音声記録」があれば問題ない。</p>
	<p>正答: × 解説: 遠隔地での電話点呼においては、アルコールチェックの様子を写真撮影し、点呼実施者及び運転者双方のやり取りを録音する必要があります。</p>
	<p>手書きの点呼記録を一週間以内にスキャンして、電子ファイルを1年間保存した。</p>
2	<p>正答: × 解説: 点呼記録は点呼を実施した日から一週間以内に電子ファイル保存が必須であり、当該記録の保存期間は3年間となります。 なお、電子ファイル保存については、必ずしもシステムを導入する必要はなく、手書きの点呼記録をスキャン(スマホ等での写真含む)して保存、表計算ソフトをPDF等で保存するといった対応でも問題ありません。</p>
	<p>長い下り坂ではフットブレーキを多用し、スピードが出すぎないように注意すべきである。</p>
3	<p>正答: × 解説: 長い下り坂で、フットブレーキを頻繁に使い過ぎると、急にブレーキが効かなくなる可能性があるため、低速のギアを用いて、エンジンブレーキや排気ブレーキを活用し、フットブレーキを踏みすぎないように注意が必要です。</p>
	<p>先に運行した運転者からの情報で、運行予定ルートで事故が発生し渋滞していることは知っていたが、事故渋滞は連続運転時間から除くことができるため、4時間を超えて連続で運転しても問題ない。</p>
4	<p>正答: × 解説: 事前に渋滞を認識していた場合は、「予期し得ない事象」には該当しないため、渋滞の時間を連続運転時間から除くことはできません。</p>
	<p>2022年に発生した貸切バスの事故(関東管内)に関して、事故類型として最も多いのは「他車との出会い頭衝突」である。</p>
5	<p>正答: × 解説: 2022年に発生した貸切バスの事故について、最も発生件数の多い事故類型は「他車との追突」である。「他車との出会い頭衝突」も前年と同数程度発生しており、貸切バスにおいては発生件数の多い事故類型であるが、2022年は「他車との追突」が急激に増加しており、速度の抑制及び十分な車間距離の確保とともに、発車時も含め前方の安全確認の徹底が必要となってきております。</p>
	<p>点呼を実施する際に、アルコール検知器使用時の画像を記録しているのに、点呼の実施状況も確認が取れていると思い、動画の保存を実施せず、アルコール検知器使用時の画像のみ保存していた。</p>
6	<p>正答: × 解説: 重大事故を起こした事業者の多くが点呼の未実施など運行管理が不十分であったことから、改ざん・不正防止を含む確実な運行管理を実施するため、点呼の実施状況の動画を記録し保存しなければならない。監査等で記録の確認が取れない場合は、行政処分の対象にもなり得る。</p>
	<p>旅客自動車運送事業者は、旅行業者等との契約において、適正な運賃・料金の収受及び運送引受書の交付をおこなわなければならない。</p>
7	<p>正答: ○ 解説: 「貸切バス事業者に対する行政処分における違反事項別件数(利用者の利便確保関係)」における、令和5年度(暫定値)の違反事項別件数は、運賃料金の収受及び運送引受書の交付義務にかかる違反件数が上位となっています。これらの違反を起こさないためにも、旅客自動車運送事業者は、道路運送法等の関係法令をよく理解し、利用者の利便確保及び安全コストの確保のために、運賃・料金の収受及び運送引受書の交付を徹底していただくよう、お願いいたします。</p>